

社会保険労務士の中島武司です。
事務所だより11月号です！
毎月1回15日に発行します。



ごあいさつ

皆さん、こんにちは。今年も残すところ、後2ヶ月を切りました。これを「2ヶ月しか」と考えるか、「2ヶ月も」と考えるか、自ずと考え方も行動も変わってくるのではないでしょうか。

私の場合、毎月、月初めにはその月にやる仕事の一覧と完了までのスケジュールを組むんですが、今年もあと2ヶ月となると、いつもと違った視点でやるべ

き仕事が見えてきました。

考えていると、色々浮かんで来て、更に時間を有意義に使えるよう、考えなければいけない事に今更ながら気づかされました・・・(汗)

皆さんも今年の締めくくりをきちんと出来る様に仕事のスケジュールを考えられてはいかがでしょうか。

そう、いつもとは違った視点で！

法改正情報

A) 雇用保険料率の変更

・ ・ ・ (平成17年4月1日以降)

平成17年4月1日から雇用保険料率が1000分の2引き上げられます。

また、一般保険料額表が廃止され、被保険者が負担すべき雇用保険料額は、被保険者の賃金総額に下記の表のカッコ内の率を乗じて得た額となります。

ただし、平成17年3月31日までは引き続き一般保険料額表により計算しても良いとなっています。

B) 厚生年金保険料率の変更

平成16年10月分から、厚生年金保険料率が13.58%から13.934%に変わります。今回の改正においては、将来の保険料水準を固定した上で、給付水準を自動的に調整する仕組みが導入されることに伴い、厚生年金保険の保険料率について、平成16年10月分(平成17年以降は毎年9月分)から毎年0.534%ずつ引き上げられ、平成29年9月以降は18.3%に固定されることになりました。

〔雇用保険料率の変更内容〕

事業の種類	平成17年3月31日まで	平成17年4月1日以降
1. 一般の事業	17.5/1000(7/1000)	19.5/1000(8/1000)
2. 農林水産の事業・清酒製造の事業	19.5/1000(8/1000)	21.5/1000(9/1000)
3. 建設の事業	20.5/1000(8/1000)	22.5/1000(9/1000)

()は被保険者負担分。2, 3は特掲事業に該当します。

今月のトピック

「いきいきアンケート」のご紹介

「いきいきアンケート」は、従業員の方々の意識調査システムです。この意識調査を行うことで、社員の方々が日頃、何を考えているのかという本音を知ることができます。

また、アンケート結果は、(1)コミュニケーション、(2)組織・制度、(3)マネジメント、(4)働きがいといった分野ごとに満足値と不満値が集計され、標準値との比較が可能なチャート図となって結果が表示され

ますので、会社の人事・労務の弱点分野がはっきりします。

この結果から、会社の人事・労務の問題点が浮かび上がり、また、その改善のきっかけの一助になるものと考えます。

当事務所では、日本労務管理研究センターに入会しており、この「いきいきアンケート」導入のお手伝いをさせて頂いております。

お問合せは、お気軽に当事務所まで。